

建設リサイクル法に係る事務の留意点

■留意点

1 「作業内容」には工事施工の中で、工程欄に記載のある作業の有無を記載する。

(※解体工事の有無ではありません。)

2 「分別解体等の方法※」については、その作業の中で解体工事が出てくる場合のみ、その方法を記載する。

■建設リサイクル法関係書類別表について

《分別解体等の方法の書き方》 (以下、第13条関係様式別表2より抜粋)

3・分別解体等の方法

工程ごと作業内容	工程	作業内容	分別解体等の方法※
工程ごと作業内容	① 造成等	造成等の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用

例

① 造成等

造成等の工事がないため、「作業内容」は無、「分別解体等の方法※」は記載されない。

② 基礎・基礎ぐい

基礎・基礎ぐいの工事を行うため「作業内容」は有、解体作業は発生しないため「分別解体の方法※」は記載されない。

③ 上部構造部分・外装

上部構造部分・外装工事を行い、その工程で解体作業が発生するためどちらも記載される。

注意点

- ・ 「作業内容」が有でも解体工事がない場合は「分別解体等の方法※」が記載されない場合があります。
- ・ 「作業内容」が無の場合は「分別解体等の方法※」が記載されることはありません。
- ・ 第12条関係説明書の別表にも同様の内容を記載する部分がありますので、内容に差が出ないように確認をしてください。
- ・ 第12条関係説明書において「(解体工事のみ)」と記載のある項目はその工事が解体工事ではない場合は記載の必要はありません。

第13条関係様式別表1及び別表3については解体や取り外しに関する内容を記載いただいておりますので、工程の中での解体作業の有無の記載をお願いいたします。